解散公告

当法人は、平成二十五年五月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

兵庫県神戸市中央区海岸通五番地
日本近海船主協同組合
清算人　宮崎　昭三

解散公告

当法人は、平成二十五年一月五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

広島県安芸高田市吉田町吉田二五〇五番地四
特定非営利活動法人安芸高田市民オンブズマン会議
清算人　野村　忠之

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

佐賀県唐津市厳木町本山四六五番地四
有限会社市丸板金工業
清算人　市丸　住代

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

千葉県館山市沼八四七番地
財団法人館山ユネスコ保育園
代表清算人　本多　慶晴

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

福井市西開発四丁目二〇二番一
社団法人福井県町村開発公社
代表清算人　杉本　博文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月九日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

福島県喜多方市御清水東七二四四番地二
財団法人喜多方市開発公社
代表清算人　山口　信也

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年三月二十九日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

群馬県渋川市石原八〇番地
清算法人金井南平土地改良区
代表清算人　山本正五郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

千葉県南房総市白浜町白浜二二二五番地
財団法人白浜保育園
代表清算人　奥村　周孝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

東京都千代田区九段北四丁目三番十五号
財団法人歯科学生母の会
代表清算人　中野香津雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間である、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

鳥取県西伯郡南部町下中谷六〇六番地
財団法人南部町地域振興会
代表清算人　坂本　昭文

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

札幌市北区新川五条四丁目四番七号
財団法人蟠渓健康センター
代表清算人　上田　典秀

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年四月二十三日付秋田県告示第百九十七号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

秋田県秋田市中通一丁目四番四―一二〇五号
中通一丁目地区市街地再開発組合
代表清算人　高橋　一広

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

茨城県常陸大宮市中富町三一三五番地の六
財団法人常陸大宮市勤労者等福祉事業団
代表清算人　三次真一郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

東京都千代田区九段北四丁目三番十五号
財団法人歯科学生母の会
代表清算人　中野香津雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

大阪府東大阪市水走四丁目一番二九号
財団法人東大阪市環境保全公社
代表清算人　植田　洋一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年四月三十日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

宮崎県西諸県郡高原町大字後川内五一〇三
温水平生産森林組合
代表清算人　清水　公雄